

事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針
 (平成 7 年 10 月 30 日, 公正取引委員会) (抜粋)

第 2 事業者団体の実際の活動と独占禁止法

1 価格制限行為

事業者団体が、次のような価格に関する行為を行い、これにより市場における競争を実質的に制限することは、法第八条第一号の規定に違反する。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、次のような行為は、原則として法第八条第四号又は第五号の規定に違反する。

(1) 価格制限行為の具体的な形態や手段・方法

<p>1—(1)—3 (標準価格等の決定)</p>	<p>○ 標準価格、目標価格等価格設定の基準となるものを決定すること。 〈具体例〉 X プロパンガス販売業者団体事件(昭和五二年(勸)第一四号)では、構成事業者全員に出席を求めて開催した「説明会」において、三種類の類似した標準料金表を配布し、これら料金表のいずれかに準じてプロパンガスの小売価格の引上げを図るよう説明し、出席者の了解を得たことが、価格引上げの決定に当たるとして、法第八条第一項第一号(現行法第八条第一号)違反とされた。</p>
--	---

(2) 価格制限行為とその実施を確保するための行為

<p>1—(2)—3 (価格制限行為の監視のための情報活動)</p>	<p>○ 価格制限行為の内容の実施を監視するために、取引価格、取引先等構成事業者の事業活動の内容について、情報の収集・提供を行い、又は構成事業者間の情報交換を促進すること。 〈具体例〉 X 浄化槽用ブロワ製造業者等団体事件(平成二年(勸)第一七号)では、構成事業者の小型浄化槽用ブロワの最低販売価格を決定するとともに、その決定の実効を確保するため、構成事業者はその取引先である浄化槽製造業者及び代理店の名簿を提出させ、これを各構成事業者に配布し、さらに、構成事業者は価格引上げのために行っている得意先との交渉状況等を報告させる等したことが、法第八条第一項第一号(現行法第八条第一号)違反とされた。 Y アスファルト合材製造業者団体事件(昭和六二年(勸)第一号)では、構成事業者のスポット業者向けアスファルト合材の最低販売価格を決定するとともに、その決定の実効を確保するため、スポット業者からのアスファルト合材の発注物件について、当該団体に、受注を希望する構成事業者を登録させると</p>
---	--

ともに、その契約実績を報告させる等したことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。

9 情報活動

(2) 違反となるおそれがある行為

一方、事業者団体の情報活動を通じて、競争関係にある事業者間において、現在又は将来の事業活動に係る価格等重要な競争手段の具体的な内容に関して、相互間での予測を可能にするような効果を生ぜしめる場合がある。このような観点から見て、下記9—1に挙げるような情報活動は、違反となるおそれがある。

このような情報活動を通じて構成事業者間に競争制限に係る暗黙の了解若しくは共通の意思が形成され、又はこのような情報活動が手段・方法となって競争制限行為が行われていれば、原則として違反となる。

すなわち、事業者団体によるこのような情報活動が、1—1（価格等の決定）、1—2（再販売価格の制限）、2—1（数量の制限）、3—1（取引先の制限）、3—2（市場の分割）、3—3（受注の配分、受注予定者の決定等）、4—1（設備の新增設等の制限）、5—1（参入制限等）等に挙げられるような事業者団体による制限行為につながり、又はそれら制限行為に伴う場合は、それぞれ、「1 価格制限行為」から「5 参入制限行為等」までのところ等に記述したように、法第八条の規定に違反することとなる。

なお、事業者団体によるこのような情報活動を通じて、事業者間で、価格、数量、顧客・販路、設備等に関する競争の制限に係る合意が形成され、事業者が共同して市場における競争を実質的に制限する場合には、これら事業者の行為が法第三条の規定に違反する。

9—1	（重要な競争手段に具体的に關係する内容の情報活動）	<p>○ 構成事業者が供給し、又は供給を受ける商品又は役務の価格又は数量の具体的な計画や見通し、顧客との取引や引き合いの個別具体的な内容、予定する設備投資の限度等、各構成事業者の現在又は将来の事業活動における重要な競争手段に具体的に關係する内容の情報について、構成事業者との間で収集・提供を行い、又は構成事業者間の情報交換を促進すること。</p> <p>〈違反とされた具体例〉</p> <p>X 石油製品販売業者団体事件（昭和五四年（勸）第九号）では、社長会（六六名の構成事業者の経営責任者により構成）及びセールス会（構成事業者の給油所長級の者により構成）合同の会議において、揮発油の仕入価格の上昇の見通しについての情報交換や小売価格の引上げ等についての検討を行い、また、隣接する団体と合同の役員</p>
-----	---------------------------	--

		<p>会議において価格引上げの環境整備等についての意見交換を行った上で、執行部会（一七名の執行委員により構成）において、構成事業者の揮発油の小売価格の引上げの目途となる価格を決定したこと等が、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。</p> <p>Yほかビニルタイル製造業者事件（昭和五四年（勸）第八号）では、関係四社が、所属する団体の理事会等の累次の会合において、市況についての情報交換を行うとともに、市況品の販売価格の引上げ幅や引上げ後の価格の「たたき台」についての意見交換を行い、更に協議の結果、具体的価格の決定については当該団体の会長会社であったYに一任することとし、これを受けてYが各社に具体的価格を提示し、また、各社が価格引上げの実施時期の予定を相互に告知する等して、各社が市況品の販売価格を引き上げたことが、法第三条違反とされた。</p> <p>Zほか塗料原料用エマルジョン製造販売業者事件（昭和六三年（勸）第五号）では、関係一〇社が、相互の協調を図るため甲会と称する会合を開催しており、かねてから甲会の地区会において塗料原料用エマルジョンの価格改訂に際して価格交渉の状況等について情報交換を行ってきたところ、原料モノマーの値上がりに対処するため、甲会の中央会において、原料の値上がり幅について情報交換を行って標準的な値上がり幅を想定し、これを塗料原料用エマルジョンの販売価格に転嫁することとし、同製品の種類別に基準となる引上げ幅を決定するとともに、その実効を確保するため、値上げ交渉の状況について情報交換を行うことを決定したことが、法第三条違反とされた。</p>
--	--	---

(3) 原則として違反とならない行為

これに対して、例えば以下のようなものは、上記（2）のような競争制限的な効果を持つものではなく、原則として違反とならない。

9—4	（事業活動に係る過去の事実に関する情報の収集・	○ 当該産業の活動実績を全般的に把握し、周知するために、過去の生産、販売、設備投資等に
-----	-------------------------	---

	公表)	<p>係る数量や金額等構成事業者の事業活動に係る過去の事実に関する概括的な情報を構成事業者から任意に収集して、客観的に統計処理し、個々の構成事業者の数量や金額等を明示することなく、概括的に公表すること（価格に関するもの及び1—（2）—3に該当するものを除く。）。</p> <p>ただし、構成事業者により既に当該構成事業者に係る数量、金額等が公表されている場合には、その数量、金額等を明示しても構わない。</p>
9—5	（価格に関する情報の需要者等のための収集・提供）	<p>○ 需要者、構成事業者等に対して過去の価格に関する情報を提供するため、構成事業者から価格に係る過去の事実に関する概括的な情報を任意に収集して、客観的に統計処理し、価格の高低の分布や動向を正しく示し、かつ、個々の構成事業者の価格を明示することなく、概括的に、需要者を含めて提供すること（1—（2）—3に該当するものを除く。また、事業者間に現在又は将来の価格についての共通の目安を与えるようなことのないものに限る。）。</p>